

次世代育成支援対策推進法と女性の活躍推進法に基づく仕事と家庭の両立支援のための

社会福祉法人雄勝なごみ会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備と、より一層女性の活躍を推進できるよう『次世代育成支援対策推進法』『女性の活躍推進法』の趣旨に賛同し、次のとおり『一般事業主行動計画』を策定する。

I. 計画期間 平成28年4月1日 ～ 平成31年3月31日 (3年間)

II. 計画内容

1. 子育てを行う労働者等に対する雇用環境整備 (次世代育成法)

目標1

子供が保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが出来る「子供参観日」の実施

<取組内容>

- ① 平成28年4月～ 年度初めの職員会議等で目標内容を周知し、就学児童を持つ労働者に子の夏季休暇中に実施できるように参加を推奨する。
- ② 実施後労働者にアンケートを実施し、その結果を次年度につなげられるように取り組む。

2. すべての職員に対する雇用環境整備 (女性の活躍推進法)

目標2

副主任以上の労働者を対象とし、課業管理に必要なマネジメント能力付与のための研修に向けた取り組みを、法人で新たに企画し、年2回以上実施する。

<取組内容>

- ① 平成28年7月～8月 法人内全事業所のリーダーを対象とし「指導者に求められる役割」を内容とした研修会を実施し、その心構えを共有する。
- ② 主任・副主任対象
平成29年7月～8月 業務管理のための労務管理研修会の開催
平成30年7月～8月 現場リスクマネジメント研修会の開催
- ③ 係長を対象
平成29年7月～8月 就業規則の把握と労務管理研修会の開催
平成30年7月～8月 施設リスクマネジメント研修会の開催
- ④ 管理職研修会
平成30年1月～2月 施設の人事管理・労務管理の重要性
平成31年1月～2月 社会福祉法人経営管理の基礎

3 女性の活躍に関する情報公表

- 1 管理職に占める女性労働者の割合
50%(6人)(管理職全体(男女計)12人)